

1 指定管理者に管理を行わせる施設の概要

施設名（薩摩川内市鹿島生活支援ハウス）

(1) 設置条例	薩摩川内市生活支援ハウス条例
(2) 設置目的	高齢者の心身の健康を保持し、ふれあいを深めるとともに、高齢者及びその介護家族に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。
(3) 施設の事業内容	高齢等のため居宅において生活することに不安のある者に対し、一定の期間住居を提供し、利用者に対する日常生活の介護、援助、各種相談、助言等を行うとともに、緊急時の対応を行う。
(4) 現在の管理形態	指定管理（委託料制）

2 指定管理者に行わせる業務

(1) 施設の維持管理に関する業務

- ア 施設、附属設備、備品等の保全に関する業務
- イ 諸設備、機器、備品等の管理、貸出し、点検立会い等
- ウ 電気及び機械設備の運転保安管理業務
- エ 設備、機械等の保守点検業務
- オ 警備業務
- カ 清掃業務（ごみ処理を含む。）
- キ 駐車場管理業務
- ク 遺失物・拾得金の管理、警察署への届出及び時効による収納

(2) 施設の運営に関する業務

- ア 利用者に対する日常生活の援助、各種相談、助言等に関する業務
- イ 利用者の急病等の緊急時の対応に関する業務
- ウ 利用の承認、利用の承認の取消し等に関する業務
- エ 利用料及び光熱水費の実費料金の収受及び還付に関する業務

(3) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

(4) 自主事業

3 指定管理候補者の概要

(1) 名称	社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会
(2) 所在地	薩摩川内市永利町4107番地1

(3) 代表者名	会長 上屋 和夫
(4) 設立年月日	平成16年10月12日
(5) 基本財産	9,000千円
(6) 職員数	286人（令和2年4月現在）
(7) 事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 4 1から3のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 6 共同募金事業への協力 7 心配ごと相談事業 8 ボランティア活動の振興 9 居宅介護等事業の経営 10 障害福祉サービス事業の経営 11 居宅介護支援事業の経営 12 老人デイサービス事業の経営 13 老人短期入所事業の経営 14 福祉サービス利用支援事業 15 生活福祉資金等貸付事業 16 総合福祉会館の経営 17 特別養護老人ホームの経営 18 養護老人ホームの経営 19 高齢者生活支援ハウスの経営 20 訪問給食サービス事業の経営 21 高齢者住宅等安心確保事業生活援助員派遣事業 22 児童発達支援センターの経営 23 児童発達支援事業施設の経営 24 老人福祉バス及び障害者福祉バスの経営 25 保育所の経営 26 樋脇もくもくふれあい館の経営 27 地域包括支援センターの経営 28 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の経営 29 成年後見事業 30 指定保育所等訪問支援事業

	3 1 生活困窮者自立相談支援事業 3 2 生活困窮者就労準備支援事業 3 3 生活困窮者学習支援事業 3 4 生活困窮者家計改善支援事業 3 5 無料職業紹介事業 3 6 福祉有償運送事業 3 7 その他この法人の目的達成のため必要な事業
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 当該指定管理候補者が示した事業計画の概要

(1) 基本方針	薩摩川内市生活支援ハウス条例及び薩摩川内市生活支援ハウス条例施行規則等を遵守し、社会福祉協議会の特性を最大にいかしながら、公平・安全・安心を基本に、利用者に満足していただけるようサービスの提供に努め、利用者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、利用者の福祉増進を図る。																	
(2) 管理計画	<ul style="list-style-type: none"> 電気・機械等保全、清掃、警備等について、計画に基づき管理する。 夜間の確実な施錠と宿直者による定期的な巡回による見守りの強化を行う。 避難誘導訓練、年2回の自衛消防訓練等を行う。 急病人等発生時は、早急な救急の要請と速やかな関係機関への連絡を行う。 																	
(3) 運営計画	<ul style="list-style-type: none"> アンケートを実施し、ニーズにあった支援を行う。 トラブル防止の支援を行うが、トラブルが発生した場合は、誠心誠意対応するとともに関係機関へ報告する。 備品等及び施設周辺の安全確認を行う。 																	
(4) 組織体制	施設長（兼務1名）、生活援助員（臨時3名）、宿直（臨時3名）																	
(5) 支出計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th>金額（千円）</th> </tr> <tr> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">支 出</td> <td>人件費</td> <td>6,573</td> </tr> <tr> <td>光熱水費</td> <td>1,053</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>管理費</td> <td>517</td> </tr> <tr> <td>委託等</td> <td>543</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,782</td> </tr> </tbody> </table>	項目		金額（千円）	令和3年度	支 出	人件費	6,573	光熱水費	1,053	修繕費	96	管理費	517	委託等	543	合計	8,782
項目				金額（千円）														
		令和3年度																
支 出	人件費	6,573																
	光熱水費	1,053																
	修繕費	96																
	管理費	517																
	委託等	543																
	合計	8,782																

5 非公募による選定理由

受託事業者が変わることで利用者の心理面に与える影響を考慮し、また、これまでの適正な管理と運営状況から、現指定管理者である社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会を非公募による候補者とすることにした。

6 選定経過の概要

(1) 選定委員会 開催日	令和2年7月1日(水)
(2) 選定委員	市民福祉部長、財産活用推進課長、高齢・介護福祉課長、利用者代表(1名)、地元代表者(1名)、有識者代表(1名) 計6名
(3) 申請団体数	ア ①民間事業者 _____ ②NPO法人 _____ ③出資法人 _____ ④その他 <u>1</u> イ ①市内事業者 <u>1</u> ②市外事業者 _____ ③県外業者 _____ 計 <u>1</u> 者 _____
(4) 選定の理由	施設の設置目的を踏まえた基本方針が適切であり、組織や人員等の業務運営体制も安定しており、利用者の安全と平等が確保できることと、薩摩川内市鹿島生活支援ハウス指定管理候補者選定委員会での審査結果を踏まえて、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定する。
(5) 採点結果表	別表のとおり。

採点結果表

審査項目	配点（6名の合計点）	薩摩川内市社会福祉協議会
1 事業計画書による施設の運営が、市民の安全と平等利用の確保を図るものであるか。		
関係する法律、条例等の基準が遵守され、利用者の安全対策や緊急な事故等への対応が適切に行われるものとなっているか。	60	52
公平・公正性が確保されるものとなっているか。また、特定の団体等を優遇するものとなっていないか。	60	52
計	120	104
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービスの向上が図られるか。		
施設の設置目的が十分理解され、その目的を効果的に達成されるものとなっているか。また、提案した内容を確実に実施できるものとなっているか。	60	50
利用等の関係する者のニーズの把握及び実現策が実施できるものとなっているか。	60	46
計	120	96
3 施設の管理経費の縮減が図られるか。		
適正な経費の縮減が図られるようになっているか。	120	96
計	120	96
4 事業計画書に沿った管理・運営を安定して行う物的・人的能力を有しているか。		
管理運営にふさわしい団体の理念、運営方針を持っているか。また、施設の管理業務に対する基本方針は適切であるか。	60	52
安定した運営を行うため、職員の採用、確保、指導・研修体制（クレーム対応を含む。）及び相談体制が確保されるものとなっているか。	60	48
情報公開及び個人情報保護についての適正な取扱いができるものとなっているか。また、施設や備品の管理や修繕が適正に行われるものとなっているか。	60	50
計	180	150
5 その他市長が定める必要な事項		
利用促進策が実施できるものとなっているか。	60	46
計	60	46
合 計	600	492